

○低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針

平24年 3月29日 国自環第191号
国自旅第209号
国自貨第 92号

一部改正

平25年 2月26日 国自環第223号
国自旅第571号
国自貨第116号

この運用方針は、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成24年3月29日付け国自環第190号、国自旅第208号、国自貨第91号。以下「交付要綱」という。）に定める低公害車普及促進対策費補助金の交付について、必要な事項を定める。

1. 用語

この運用方針において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 協調補助対象の認定（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条の協調補助対象として地方公共団体に準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

3. 協調補助対象（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条において地方公共団体に準ずるものは、地域の自動車環境対策に取り組む一般社団法人及び一般財団法人その他営利を目的としない者であり、かつ、その実施する補助金の交付事業が適切な計画を有するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 日本バス協会及び各都道府県バス協会
- (2) 全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会
- (3) 全国通運連盟
- (4) 東京都交通局協力会

4. 相応の環境要件（交付要綱第3条関係）

交付要綱第3条第15の2号ハ(1)のイ又はロ相応の環境要件を満たすと認められるものについての認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

5. 電気自動車用充電設備（交付要綱第3条関係）

交付要綱第3条第17号の国土交通大臣が指定する電気自動車用充電設備とは、一般用電気工作物（電気事業法第38条第1項に適合する充電設備）のうち、電気自動車に充電するための設備（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限る。）であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のもの（以下「急速充電器」という。）、交流電源装置のみを有し電池の充電を制御する機能を持たず漏電遮断器及びコントロールパイロット機能（使用、非使用の切り替え可能なもの）を有するもの（以下「普通充電設備」という。）又は電気自動車用非接触式充電設備（電気自動車に充電するための設備のうち、充電コネクタ、充電ケーブルその他の電気自動車バスと有線により接続して充電するための装置を有さないものをいう。）とし、専ら事業用自動車の充電に用いるものとする。

6. CNGバス及び優良ハイブリッドバスの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第1項及び第2項関係）

- (1) CNGバス及び優良ハイブリッドバス（以下「環境対応バス」という。）の導入事業において、環境対応バスの使用者たる旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を営む者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、様式1によるものとする。
- (2) 地方運輸局長は、原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- (3) 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

7. CNGトラック及び優良ハイブリッドトラックの導入事業に係る補助金の交付予定枠の申込み等（交付要綱第5条第1項及び第2項関係）

- (1) CNGトラック及び優良ハイブリッドトラック（以下「環境対応トラック」という。）の導入事業において、環境対応トラックの使用者たる貨物自動車運送事業を営む者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、申込み及び交付予定枠の内定通知については、様式2によるものとする。
- (2) 地方運輸局長は、原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月、事業者毎の補助台数及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- (3) 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

8. 補助対象事業者（交付要綱第5条第3項関係）

- (1) 交付要綱第5条第3項のグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等とは、次に掲げるものとする。
 - 一 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証

- 二 社団法人全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定
- 三 国際標準化機構が制定した国際標準規格 ISO9001又は ISO14001認定制度に基づく認証
- 四 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等

9. 補助対象事業の完了日（交付要綱第11条第1項、附則第3項及び第6項関係）

交付要綱第11条第1項、附則第3項及び第6項に定める補助対象事業が完了した日は、以下のとおりとする。

- (1) 環境対応車の導入事業（経年車の廃車を伴う新車導入）：新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日
- (2) 環境対応車の導入事業（新車のみの導入）：新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）
- (3) 地域交通グリーン化事業：新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日

10. 財産処分制限期間（交付要綱第15条第2項関係）

交付要綱第15条第2項の別に定める期間は、取得した財産の別ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) 環境対応バス及び電気自動車バス：5年
- (2) 環境対応タクシー及び電気自動車タクシー：3年
- (3) 環境対応トラック、先進環境対応型ディーゼルトラック及び電気自動車トラック：4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年）
- (4) 電気自動車用充電設備：8年

11. 提出書類の簡素化（交付要綱第17条関係）

交付要綱第17条の副本については、正本の写し（コピー）を認めることとする。

12. 添付書類（第1号様式（第5条第1項関係）等関係）

交付要綱第1号様式及び第2号様式の注1.のその他に該当する者の添付書類の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 単年度に2回以上の申請を行う者にあつては、2回目以降の申請においては添付書類に変更がない場合には省略することができるものとする。
- (2) 申請者が個人の場合、注記に規定する書類に代え、住民票及び確定申告書等（確定申告を要しない者にあつては所得証明書等）の写しを添付することとする。

13. 環境対応バスの導入事業等に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表において一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下この項において「バス事業者」という。）に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

環境対応バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

- (2) 交付要綱別表において自動車リース事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

- ① 環境対応バスによる旅客運送をバス事業者（地域交通グリーン化事業にあっては道路運送法第79条の登録を受けた者を含む。）に委託して行う場合において、当該バス事業者に自らが所有する環境対応バス（地域交通グリーン化事業にあっては電気自動車用充電設備を含む。以下この項において同じ。）を貸与する地方公共団体（地域交通グリーン化事業にあっては、交付要綱第5条第5項の認定を受けた際に、地域交通グリーン化事業に係る事業計画認定等要領（平成24年3月29日付け国自環第193号、国自旅第210号、国自貨第94号。以下「認定等要領」という。）の規定により自動車局長に提出した事業計画書（提出後にその内容に変更があった場合は、変更後の事業計画書）において地域・事業者間連携等により先駆的事业を行う者として記載された地方公共団体以外の者を含む。）
- ② 環境対応バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客運送事業者に自らが所有する環境対応バスを貸与する学校又は企業等
- ③ バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たるバス事業者に、自らが所有する環境対応バスを貸与する者

14. 環境対応トラック及び先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業等に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表の補助対象事業者において、一般貨物自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者に該当する者は、次のとおりとする。

- ① 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- ② 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

- (2) 交付要綱別表の地域交通グリーン化事業補助対象事業者において、一般貨物自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者に該当する者は、次のとおりとする。

交付要綱第5条第5項の認定を受けた際に、認定等要領の規定により自動車局長に提出した事業計画書（提出後にその内容に変更があった場合は、変更後の事業計画書）において、地域・事業者間連携等により先駆的事业を行う者として記載された一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者以外の者。

15. 環境対応車の導入事業等に係る補助対象事業者の認定（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表における環境対応車の導入事業に係る補助対象事業者として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。
- (2) 交付要綱別表における地域交通グリーン化事業に係る一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

16. 環境対応バスの導入事業における通常車両価格等（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表の環境対応車の新規導入のうちCNGバス及び優良ハイブリッドバスの導入事業における通常車両価格は、車両の長さごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

7 m未満 : CNG車への改造費の1/3とする。

7 m以上9 m未満 : 1,893万円を通常車両価格とする。

9 m以上 : 2,323万円を通常車両価格とする。

なお、補助対象経費としては、環境対応以外に係るオプションは対象外。

- (2) 交付要綱別表の使用過程にあるディーゼル車のCNGバスへの改造事業における改造に要する経費には、改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。

17. 環境対応トラック及び先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表関係）

- (1) 交付要綱別表の環境対応車の新規導入のうちCNGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額及び使用過程にあるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における改造に要する経費（改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。）は、消費税相当額を除き、次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

最大積載量（減トン前）4トン未満 : 80.6万円

最大積載量（減トン前）4トン以上 : 302.9万円

- (2) 交付要綱別表の環境対応車の新規導入のうち優良ハイブリッドトラックの導入事

業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

最大積載量（減トン前） 4トン未満： 78.0万円

最大積載量（減トン前） 4トン以上： 269.7万円

- (3) 交付要綱別表の環境対応車の新規導入のうち先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は次のとおりとする。

車両総重量12トン超クラス： 200万円

- (4) (3)の車両総重量12トン超クラスに属する型式については、国土交通大臣が別に定める。

18. 補助金の額（交付要綱別表関係）

補助金の額については、予算の執行状況に応じて、額の上限の範囲内において決定するものとする。

19. 経年車の廃車を伴う新車導入における自動車の制限措置（要綱別表関係）

- (1) 廃車する自動車の所有者名義が引取日以前1年間に変更され、所有者名が異なる場合においても同一の所有者とみなし、所有期間を合算して計算できるものは次のとおりとする。
- (イ) 社名の変更により所有者名が異なる場合。
 - (ロ) 事業の合併・譲渡により廃車する自動車の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
 - (ハ) 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。
- (2) 廃車する自動車の所有者名と新車導入する自動車の所有者名が異なる場合においても、同一の所有者とみなすものは次のとおりとする。
- (イ) 社名の変更により所有者名が異なる場合。
 - (ロ) 事業の合併・譲渡により廃車する自動車の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
 - (ハ) 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。
- (ニ) 廃車する自動車が、新車導入する自動車を使用する運送事業者等（一般乗用旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者を除く。）の所有する自動車で、新車導入する自動車が自動車リース事業者の所有する自動車の場合。
- (ホ) 廃車する自動車の使用者名と新車導入する自動車の所有者名（自動車リース事業者が所有する自動車の場合は使用者名）が同一の貨物自動車運送事業者の場合（先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業に限る。）。

20. 交付対象事業の制限等

- (1) 環境対応車の導入事業及び地域交通グリーン化事業に係る補助金は、環境対応

車の導入に関する他の国の補助金（環境対応車の導入事業にあつては地域交通グリーン化事業に係る補助金及び地域交通グリーン化事業にあつては環境対応車の導入事業に係る補助金並びに国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けた事業には、交付しないものとする。

- (2) 環境対応車の導入事業及び地域交通グリーン化事業に係る補助金と他の国の補助金との重複交付を避けるため、当該補助金の交付を受けた自動車の登録情報について、他の国の補助金の交付業務を行う者に対して情報提供することができるものとする。

附 則

1. この運用方針は、平成24年度予算の成立の日から適用する。
2. 低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成23年4月28日付け国自総第71号、国自旅第51号、国自貨第20号）は、廃止する。ただし、平成23年度以前に低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成23年4月28日付け国自総第70号、国自旅第50号、国自貨第19号）の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月26日一部改正）

この運用方針は、平成24年度一般会計補正予算（第1号）成立の日から適用する。